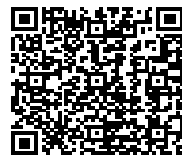


インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ ＼ 各種支援策のご案内 ＼

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

[特設サイト](#)



インボイス制度への対応に関する相談窓口

- ✓ **税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。** インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。

[相談受付窓口](#)



[よろず支援拠点](#)



詳細は裏面へ

- ✓ **商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等**を実施しています。



課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ **IT導入補助金**により、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ✓ また、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。



詳細は裏面へ

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ **免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A**を公表しているほか、実態把握のための**書面調査等**を実施しています。
- ✓ 取引上のお悩みは**下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口**（以下Q&A末尾参照）または**下請かけこみ寺**にご相談ください。

[Q&A](#)



[下請かけこみ寺](#)



本紙は「令和5年度補正予算事業」の制度概要をご紹介します。
準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



<税理士へのオンラインでの相談>

インボイス対応に伴う税負担や登録の要否に関して、どのように検討すればよいかなどについて、税理士にオンラインで相談することができます。

※まずは事務局のお電話でご相談内容をお伺いします。ご相談内容によっては、他の窓口にご案内する場合もございます。

お問い合わせ先：

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口

一般電話 045-330-1365

ナビダイヤル 0570-028-045

受付時間 9時～17時（土日祝は除く）

<https://chusho-invoice.go.jp/>

事務局ホームページ



<IT導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

類型名	電子取引類型		インボイス対応類型			
補助事業者	大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助額	1/2	2/3	4/5、3/4（※1）	2/3（※2）	1/2	
補助率	～350万円		50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助対象経費	インボイス制度に対応した受発注ソフト		インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等

（※1）小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

（※2）補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

現在の公募情報はこちら

お問い合わせ先：

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

0570-666-376

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

